

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,059単位</u> ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,347単位</u> 注1～3 (略) 1の2～5 (略) 第2 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 <u>305単位</u> ロ 緊急時支援費 (1) 緊急時支援費(I) <u>711単位</u> (2) (略) 注1～4 (略)	別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,044単位</u> ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,336単位</u> 注1～3 (略) 1の2～5 (略) 第2 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 <u>304単位</u> ロ 緊急時支援費 (1) 緊急時支援費(I) <u>709単位</u> (2) (略) 注1～4 (略)